

畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について

平成23年3月31日23環機第219号改制定

趣 旨

昨今の当機構がリースした借受者において、離農、倒産等の経営破綻を起し、解約等に至る事態が、保証保険制度が導入された平成10年代前半に比べ増加している。

こうしたことは、借受者が負担する保証保険料率の引き上げにもつながりかねず、安定した経営にも影響が及ぶことが懸念される。

このため、当機構は、リース事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、借受者への貸付施設等の貸付に当たっては、次により貸付申請の審査等を行うこととする。

記

- 1 当機構は、借受者の経営状況等が、次のいずれかに該当する場合は、貸付を行わないものとする。
 - (1) 借受者の家畜の生産性等が、特別な飼養管理・品種等である場合を除き、別紙1に定める標準的な指標を下回っている場合
 - (2) 直近の決算において、長期借入金、繰越又は累積欠損額等の状況から貸付料等の返済に支障を来すと判断される場合
 - (3) 現在、当機構のリース料等を滞納しているか又は過去に保証保険の適用を受けたことがある場合
 - (4) 当機構の補助付きリース事業において、機構が調査する「消費税納税についての調査票」に回答がない場合、又は、機構が請求する補助金に係る消費税等相当額の保留金を返還していない場合
 - (5) 直近3年間に借受者が経営する農場又は食肉処理場等において、畜産等関連する法令違反による行政処分等がなされたことが明らかな場合
 - (6) 直近3年間に借受者が経営する農場等において法定伝染病等家畜の病気等が発生し、衛生状態等の改善がなされていないと判断される場合
なお、(2)については、長期借入金等の売上高に対する割合が5割を超える場合は、別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」により判断する。また、食肉リース及び生乳リースは、(1)を適用しない。
- 2 1件当たりの貸付申請額(補助金抜き、消費税込み。当機構への申請時の貸付残高(基本貸付料、譲渡価額及び消費税等相当額の合計額)を含む。)が3千万円以上の場合、通常添付する書面に加え、次の書面を貸付申請書に添付する。
 - (1) 3千万円から1億円未満の場合(食肉リース事業にあっては1千万から3千万円)貸付施設等を導入後の経営状況報告書(別紙3)
 - (2) 1億円以上の場合(食肉リース事業にあっては3千万円)貸付施設等を導入後の経営状況報告書(別紙3)及び事業計画書(別紙4)
- 3 現地確認等の実施
 - (1) 機構は、3千万円(食肉リース事業にあっては1千万円)以上の貸付施設等の貸付に当たっては、事前にヒアリングを行うとともに、現地調査を行うことができるものとする。
 - (2) 当機構は、リース事業の健全かつ円滑な運営を確保するため、借受者の経営状況等

を助案し、貸付に当たり連帯保証措置を求めることができるものとする。

(3) 機構は、貸付申請に記載された計画について、貸付後、当機構職員を派遣し、計画達成のための助言等の現地指導を借受者に行うことができるものとする。

4 その他

当機構の審査において、必要な場合は上記以外の資料の提出を求めることがある。

附 則

1 平成23年4月1日から施行する。

2 「畜産環境整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及び「食肉販売等合理化施設整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」(平成12年3月24日環機第261号)は、廃止する。

貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標

経営形態	貸付できない申請者
酪農	<p>経産牛1頭当たりの年間搾乳量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の乳量が4.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が、100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7トン(ホルスタイン種)を下回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者</p>
養豚 繁殖(貫、)	<p>母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間肥育豚又は子豚出荷頭数が15頭を下回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が17頭を下回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が19頭を下回っている者</p>
養豚(肥育)	<p>出荷豚1頭当たりの飼料要求率が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間出荷豚1頭当たりの飼料要求率が4.0を上回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.6を上回っている者</p> <p>貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.3を上回っている者</p>
肉肥育牛(繁殖、)	<p>繁殖牛の分娩間隔又は肥育牛の1日平均増体量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が16月(488日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.50kgを下回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が14月(424日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.55kgを下回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が13.5月(412日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.60kgを下回っている者</p>
卵鶏	<p>飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.5を上回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.3を上回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.2を上回っている者</p>
肉鶏	<p>飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.3を上回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.1を上回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が1.9を上回っている者</p>

長期借入金等負債の償還計画

- 1 リース事業名:
- 2 借受者名:

(単位:千円)

借入先	22年度末残高	資金名	適用	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
長期借入金等								
長期借入金等の計①	0			0	0	0	0	0
繰越欠損額②								
当機構の既貸付のリース債権③								
上記リース債権の残額④				0	0	0	0	0
小計⑤=①+②+③	0			0	0	0	0	0
今回申請リース債権⑥								
上記リース債権の残高⑦				0	0	0	0	0
債務の合計⑧=⑤+⑦	0			0	0	0	0	0
繰越利益剰余金								
現金・預金								
減価償却費								
計	0			0	0	0	0	0

※ 平成23年度以降の減価償却費は、今回貸付を受けた貸付施設等の減価償却費を含めること。

経営状況報告書

氏 名(法人名)
 (法人の代表者氏名)
 住 所
 電話番号
 (法人の担当者所属氏名)

1 経営概要

(1) 事業内容(養牛の場合、飼養品種・成育段階別の頭数を記載、食肉等関係の業種は、店舗展開・既存施設の概要を記載)

(2) 法人の資本金(出資金)等

資本金の額	資本構成内訳		備 考
	株主名等	金額(千円)	

(3) 従業員数(貸付申請時点)

ア 家族従業員 人
 イ 雇用従業員 人
 ウ 計(ア+イ) 人

2 経営成績(最近過去3年の実績)

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1 業種別販売状況			
(1) 業種			
(2) 販売金額			
2 税引後当期損益			
3 繰越損益			
借入金残高			
(1) 短期借入金			
(2) 長期借入金			

注1) 主要項目についてはコメントしてください。

2) 法人にあっては、過去3年の決算書及び事業内容書(報告書)等を添付してください。

- 3) 上記についての最近3年の確定申告書の写し(税務署が収受したことが判る申告書)を添付してください。
- 4) 繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)を添付して下さい。
- 5) 「販売額」は、業種により「 収入」として適宜変更して下さい。

3 今後の経営計画(見込み)

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1 業種別販売状況 (1) 業種			
(2) 販売金額			
2 税引後当期損益			
3 繰越損益			

- 4 今回新規に導入する機械装置に要する資金計画
(例えば、年収(年間売上高)のうち当該機械装置に係る貸付料、ランニングコスト等の支出見込み等の内訳)
- 5 本件債務に係る連帯保証等の有無(有の場合はその内容)

(注) この用紙は、様式例です。上記の内容が記載された既存の資料がある場合は、当該資料でも可。

事業計画

氏名(法人名)
(法人の代表者氏名)

1 損益状況

項目		実績		見込			合計
		年度	年度	年度	年度	年度	
収益の部	売上高						
	その他収入						
	小計						
費用の部	素畜費						
	飼料費						
	人件費						
	管理費						
	リース料						
	減価償却費						
	その他費用						
	小計						
当期損()益 (±)							

前期繰越損()益						
当期損()益						
次期繰越損()益 (±)						

- 1 売上高は、貸付申請の物件に係るものを記入し、経営リースでは農業関係収入、食肉リースでは食肉関連を記入する。それ以外の収入は、その他収益に記入又は別に添付する。費用も同様。
- 2 リース料は、基本貸付料と附加貸付料及び消費税の合計額です。
- 3 との「当期損益」の額は、法人税等を控除するため、一致しない場合がある。
- 4 表中の は、損失額を指す。

2 中期資金計画

項 目		実 績		見 込			合 計
		年度	年度	年度	年度	年度	
前期繰越金							
収益の部	売上金						
	その他収入						
	借入金受入(イ)						
	小 計						
費用の部	素畜購入費						
	飼料購入費						
	人件費						
	管理費						
	リース料						
	借入金返済(ウ)						
	その他支出						
	小 計						
時期繰越金 (+ -)							

期首借入金残高(ア)						
当期借入額(イ)						
当期返済額(ウ)						
当期末借入金残高 (ア+イ-ウ)						

(注) この用紙は、様式例です。上記の内容が記載してある既存の資料がある場合は、その資料で充分です。